

○ 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十五年大分県規則第四号）新旧対照表

改正案	現行
<p>第一条～第七条（略）</p> <p>（身体的拘束等の適正化を図るための措置）</p> <p>第七条の二 条例第十八条第五項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。</p> <p>一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</p> <p>三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</p> <p>（以下略）</p>	<p>第一条～第七条（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（以下略）</p>